

# 天智期築城の長門城についての考察

その位置と律令制下の諸機関との関連

阿月雅博

はじめに

- (一) 天智期築城の城塞遺構
- (二) 長門城の位置の推察
- (三) 律令制下の諸機関と長門城

はじめに

本論は『天智期築城の長門城についての考察』としたが、

それに先立つて、当時の対外状勢をでき得る限り把握し、何故に築城を必要としたかを一応、明らかにしておく必要があるだろう。

本論は『天智期築城の長門城についての考察』としたが、

それに先立つて、当時の対外状勢をでき得る限り把握し、何

故に築城を必要としたかを一応、明らかにしておく必要があるだろう。

本論は『天智期築城の長門城についての考察』としたが、

それに先立つて、当時の対外状勢をでき得る限り把握し、何

故に築城を必要としたかを一応、明らかにしておく必要があるだろう。

皇極四年六月戊申、蘇我入鹿を大極殿に倒し、翌日その父蝦夷を自尽させ、孝徳天皇を立て、大化の年号を立てた改新派の中心、中大兄皇子・中臣鎌子は聖徳太子の親政を継承す

百濟の要請により、齊明帝は、その七年、皇太子を伴つて九州へ下ったが、朝倉橋広庭宮に崩御され、中大兄皇子が称制した。

称制元年、阿曇比羅夫に軍を与え、百濟王子豊璋を百濟へ

## 注釈

送り、王位を継がせ、軍需品を送って支援したが、百濟に内

証があり、戦いは不利となり、称制二年八月、朝鮮錦江下流

の白村江の海戦で、唐の将劉仁軌の水軍に惨敗し、百濟・高

句麗人の亡命・帰化を許すことにして半島より撤退した。こ

の決断は高句麗征伐を宿願としていた唐との国交調整に大い

に役立ち、天智期の前後三回の入唐<sup>(3)</sup>を可能にし、遣唐使は継

続されたのである。しかし、新羅の半島統一は推進されてお

り、我が国では新羅・唐との緊張関係から、対外防備施設が

必要となり、称制三年、対馬・壱岐・筑紫に防人・烽を置き、

大宰府の守りとして水城を設けた。さらに翌年、亡命した帰

化人を使って長門に一城、大宰府外郭防備として大野・基肆

(様) 城を築き、称制六年三月には近江遷都し、同年、対馬

に金田城、讃岐に屋島城・生駒山地に高安城を築いている。

このような周到と思える西域防備の城塞を築いているが、

これは天智朝の武装外交として見るべきではなく、改新の詔

の第二条に言う閑塞・斥候・防人など軍事施設の整備を兼ね備えた形として受取る方が適当ではないだろうか<sup>(4)</sup>。こうして国防の充実という問題が採り上げられたということは、勿

論、強大な唐の触手が働いていたということは事実であるが、この時代、我が国の対外的国防という一つの事態に目覚めたといつてよいだろう。

(1) 法興王(在位513~540)は中国式の王を称し、兵部を置き、律令を頒示し、百官の公服・朱紫の秩などの官僚制を整えた。

(2) 金春秋については三池賢一氏が「駒沢史学13」に考察しているので、それを参照されたい。

(3) 書紀によると、天智四年、守大石が派遣されている。これは唐使劉德高等を送るためとも、唐の高宗の封禅の儀に参加するためともいう。同六年は四年条にみえる遣唐副使境部石積等を送ってきた司馬法駿等の帰國に際し、送唐客使伊吉博徳が入唐し、同八年には河内鯨が入唐した。

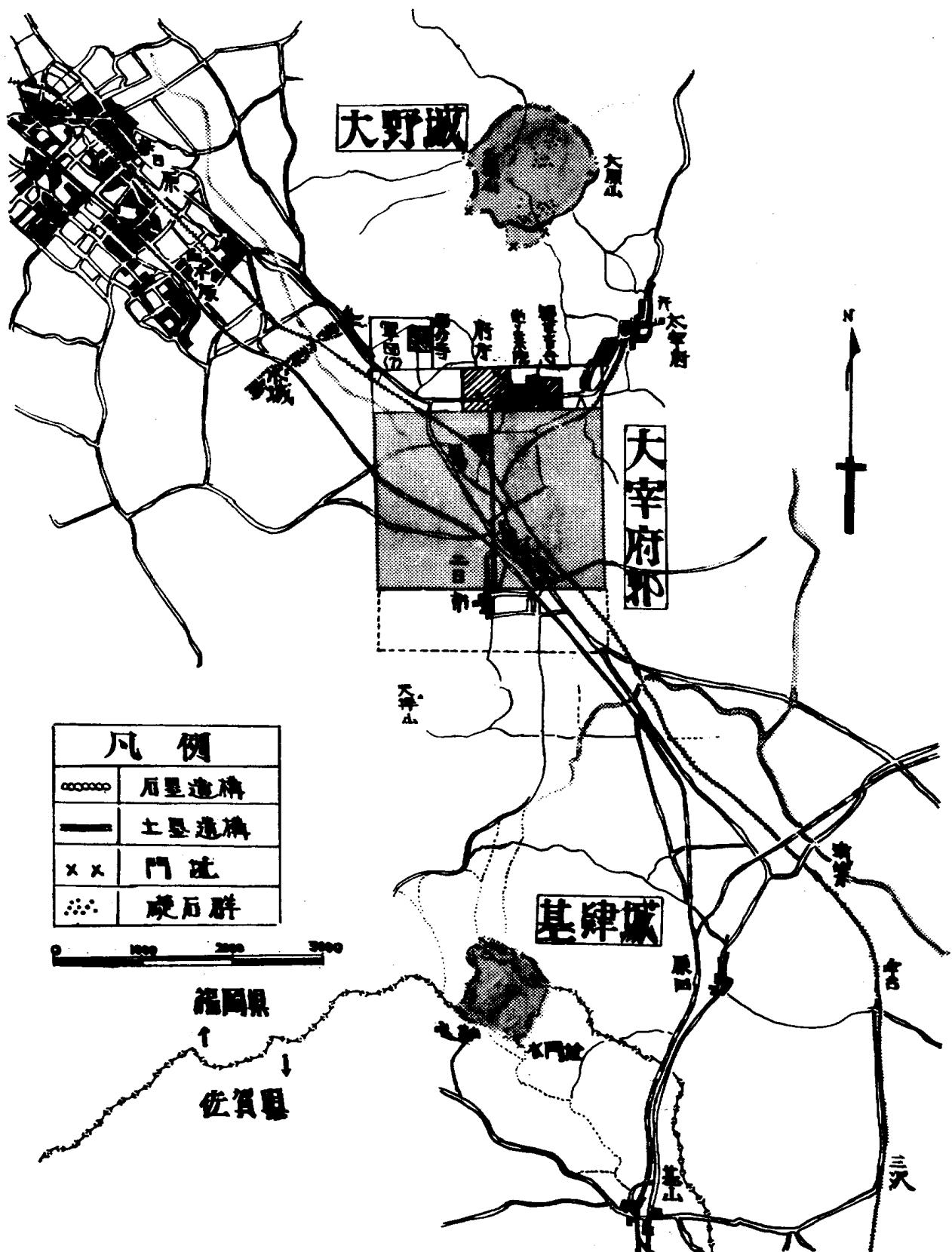
(4) 改新の詔の信憑性も問題となっているが、その論争史から推察してみると、筆者は閑晃氏の説を探りたい。そうする時、城塞等の国防・軍事施設の設置が理解できるだろう。

## (一) 天智期築城の城塞遺構

この項では長門城の形態を考える意図をもって、同時期に構築された城塞を踏査による主観を混えながらみていきたい。

まず、大宰府の外郭防備施設として築造された大野城・基肆城・水城についてみていく(図1)。大野城<sup>(1)</sup>は府郭の北、大野山(四王寺山)と総称される山峰に土塁を巡らせ、谷合には石塁を築き、総延長は約五キロメートルに及んでいる。城域

図 1 大宰府・大野城・基肄城・水城



は東限を標高三五〇メートルの大原山、西限を最高峰標高四一〇メートルの大城山とし、北限は二五〇メートル等高線に沿い、大石壠を築いている。その最も大規模なものが宇美町へ下る路を扼した百間石壠と呼ばれている全長約一七〇メートルの石壠である。南限は三五〇メートル等高線に沿って土壠がみられ、その外側、三〇〇メートル等高線上に三カ所の城門址がある。その東寄りの門址は太宰府天満宮に至るもので、平安時代に改修されたといふ<sup>(2)</sup>。中央部は坂本觀世音寺へ通じ、西寄りの門址は水城へ通じている。城域内は水田・畑・村落がみられ、鏡ヶ池と呼ぶ小さな池は水が涸れた例がないといい、宇美町へと流れている溪流の水量の豊富さには驚かされた。その城域の広さから長期の籠城にも自給できそうである。大城山からは博多湾が遠望でき、俗称鼓ヶ峰と呼ぶこの峰には非常の際の警報の太鼓を置いていたための呼称と考えられる。また城域内の礎石群については専門書<sup>(3)</sup>があるので、ここでは述べない。次に基肆城<sup>(4)</sup>であるが、これは府郭の南約八キロメートルにある標高四〇四メートルの基山を最高峰とし、ここに望楼址を認めることができる。東峰の坊住山と西峰の基山の両峰間の北側、分水嶺のやや外側に約一メートル幅に敷石を置き、その上に土壠を築いており、堆土の流失した部分、また道によって切られた土壠の断面から確認することができる。そして、筑紫平野に面する南側は谷川を袋状に採り入れ、石壠によつて両峰を連結しており、総

延長四・二キロメートルという。城門址は北帝（北御門）・萩原口（東北門）・仏谷（大手門）の三カ所で、北帝・仏谷付近は土壠と石壠の二重の構造を探り、萩原口は東西両峰を結ぶ大土壠線の基点となつていて、特筆すべきは南限の谷間に築いた大石壠で高さ七・二メートル、厚さ九・四メートル、延長二七メートル。そこに幅約一メートル、高さ一・四メートルの水門を開いている。中央の台地には礎石が散在しており、この付近から単弁の古瓦<sup>(5)</sup>が発見されたといふ。上述の二城とは形態が全く違うが、府郭の正面を防衛する施設に水城<sup>(6)</sup>がある。これは東西から突出した山裾の間に大土壠を築き、貫流する御笠川を塞止めた形をし、博多方々から鉄道・国鉄・御笠川の四カ所で中断されているが、川の東側が延長三二〇メートル、西側が七百メートルに及び、しかも基底部の幅三七メートル、頂部の幅四メートル、高さ一四メートルの大規模なもので、内側はゆるやかな勾配で二段となつていて、また水城という呼称、書紀の記載により内部に御笠川の水を貯えたとの説もあるが、鏡山猛氏が設定した大宰府郭<sup>(7)</sup>を考え併せた時、不都合となり、東西に城門址が残っていることからも後世の元寇防壠のような単なる防壠線と考える方が妥当だろう。東側の門址は内開きであつたとされており、水城閥と呼ばれていることからも、最も重要な通路を扼するものであつたと考えられる。以上、三ヶ所の城塞

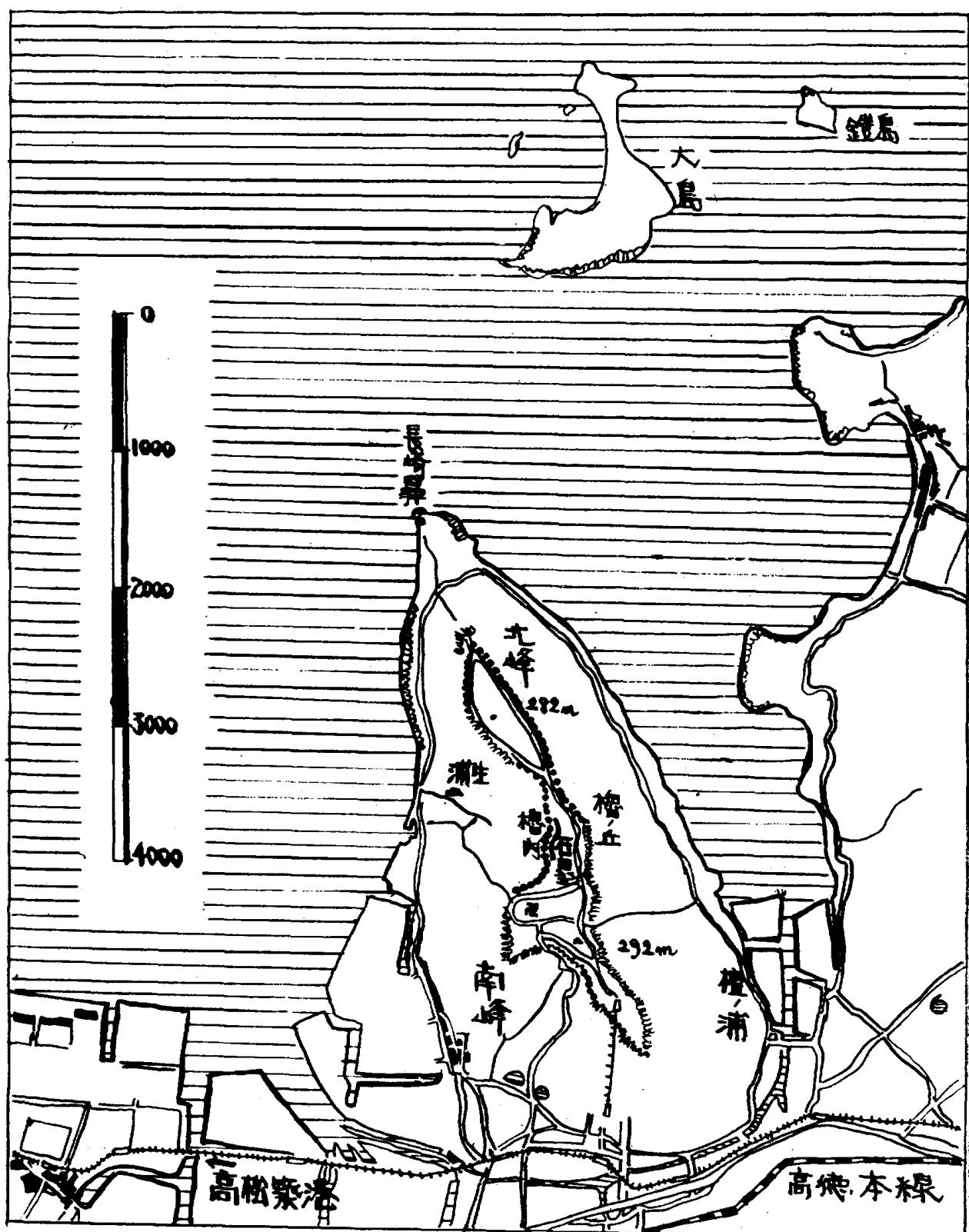
が相俟つて、大宰府郭を守備する外郭防備施設としての使命を有し、その機能を充分に果すための種々の工夫が凝らされていたのである。

瀬戸内海の要地を固め、西からの侵入を想定し、それを阻止するための城塞として、讃岐国に屋島城・また文献上にはみえないが、形態を一にする城山城があり、備後国には常城・茨城<sup>(8)</sup>・小豆島には文献上にみえない星が城<sup>(9)</sup>があり、防衛線を形成していた。

踏査した屋島城・城山城についてみていくことにする(図2・3)。まず屋島城<sup>(10)</sup>であるが、この城塞は溶岩台地として有名な屋島に築かれたもので、岡山県児島半島に相対し、直島諸島を挟んで播磨灘の咽喉を扼す海路の要衝であり、南北二つの丘陵は海拔二八〇~二九〇メートルで、頂上部にかなり広い平坦地を有し、南峰北側の屋島寺付近には水田や血の池と呼ばれる泉があり、軍用水の名残りとも言う<sup>(11)</sup>。南北両峰の間は馬の背のように狭く、ここを櫓の丘と呼び、その西側の谷を櫓の内と呼んでおり、谷の中程に基底の広さ十八メートル、高さ内側で二・五メートル、外側への傾斜面が十八メートル、頂の広さ五メートル、延長約九〇メートルの石塁が遺っている。この石塁の北端は外側に屈折し、その一端に櫓址と推定される遺構があり、櫓の丘・櫓の内の呼称も理解できる。ここから勾配の急な稜線を上り北峰に接していたらし

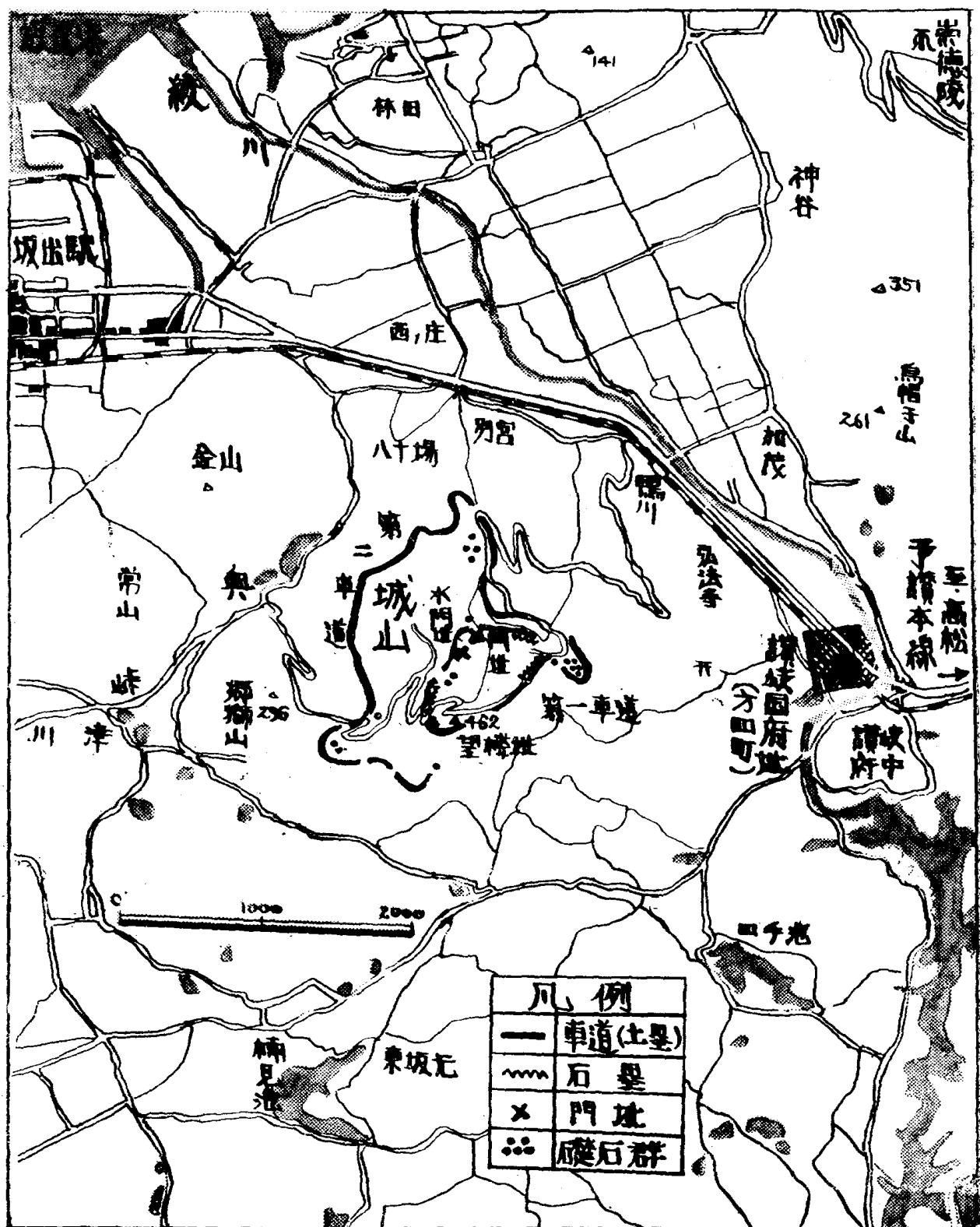
い。南峰へ達する石塁は形跡<sup>(12)</sup>がないが、峰の地勢を考え併せると南北三キロメートル、周囲八キロメートル位の規模であろう。西麓の浦生は風待ち・潮待ちの港として古くから利用されていたといい、また東側の海辺を檀の浦と呼び、城塞の守兵として置かれていた山田軍團に因んだものという<sup>(13)</sup>。次に城山城<sup>(14)</sup>であるが、これは京都大学の藤岡謙二郎氏が考证・復原した讃岐国府址<sup>(15)</sup>の西に近接してそびえる標高四六二メートルの城山に築かれており、国府の死角となる西側に城塞を築くことによって有効な防備体制としており、国府庁に置かれていた阿野軍團が守兵として備讃瀬戸の監視にあたったと思われる。城域は頂上部の平坦地を縦て採り、その内の大谷と呼ぶ溪流に沿って、北向きに城門址、西に面し水門址がみられ、最頂部に望楼址があり、主郭を成している。この主郭(第一車道)を囲む山の稜線の外側に石塁と土塁による周囲約四キロメートルの城域限界がみられ、第二車道と呼び区別している<sup>(16)</sup>。現在、城域内に広大なゴルフ場が造られ、古代と現代のアンバランスを感じるが、山頂からの眺望は讃岐平野を眼下に遠く瀬戸内海が望まれ、地理的条件は他でみた山城と形態を同じくすることが良く分かる。

図2 屋島城の推定城域



古川重春『日本城郭考』より

図 3 城山城の遺構と方四町の讃岐国府のプラン



(注) 城山城域は福家惣衛「香川県通史」より採り、国府の方四町のプランは藤岡謙二郎「都市と交通路の歴史地理学的研究」より。

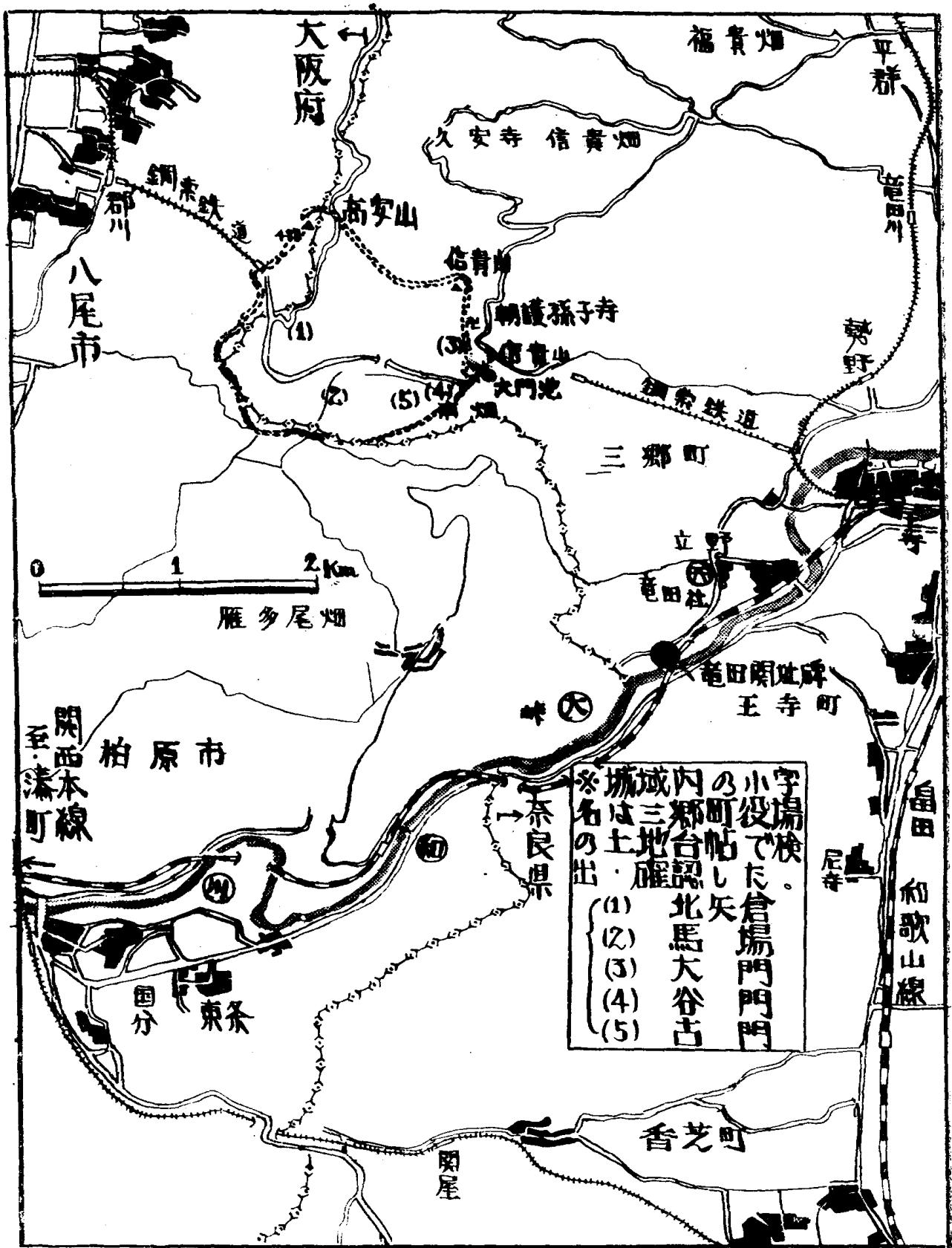
大和盆地への侵入を阻止する最終的な城塞が高安城である（図4）。高安城<sup>(4)</sup>は大和と河内の国境を成す生駒山地の南端にあたる標高四八八メートルの高安山に築かれており、南の金剛山地との間を貫流する大和川は瀬戸内からの外来文化（盆地の持つ封鎖的停滞的性格の強い大和文化に対して）を入れる唯一の公道として、平安遷都後も利用<sup>(4)</sup>されていた重要な拠点である。この城塞についての記録は多く、例えば天智八年と九年の修理整備<sup>(4)</sup>、持統三年の行幸<sup>(4)</sup>の記事などがあるが、大宝元年八月には廢城<sup>(4)</sup>となり、さらに和銅五年正月に烽台<sup>(4)</sup>も廃止されている。

城域についてみると、山の地勢が西側（大阪府八尾市側）に断層崖があり険しく、東側は比較的なだらかな広い山腹をもち、水量も豊富なことから、関野貞博士・奈良県史跡調査員により、山頂とその頂点から南寄りの山腹（大字南畠）が推定された<sup>(4)</sup>ことが容易に理解できる。現在でも土塁・空堀らしい遺構を認めることができるが、これらは戦国時代の信貴山城の出城としての高安城<sup>(4)</sup>の遺構と思われ、速断は避けねばならない。また推定城域内に古門・谷門・大門・馬場・北矢倉などの小字名を見るが、これらも総てを高安城<sup>(4)</sup>に因んだものとするには問題が残る。小和田哲男氏は山頂から信貴山大門池の谷を囲んで、両翼の尾根へ土塁・石塁を築き、山頂には望楼・烽台を置き、城内には庁舎・兵営・武器庫・食糧貯蔵庫が建っていたのではないだろうか<sup>(4)</sup>といっている。

以上の城塞（水城を除く）は共通した地理的条件と築城技術により、一括して朝鮮式山城と呼ばれているが、その特長を纏めてみると、築城された山は平野に面した眺望の良い二八〇・四九〇メートルの山で、山頂の平坦地を探り入れ、谷を含む広い範囲を土塁、または塊石による石塁で囲み、その塁は山頂や峰では頂上部より少し下った所、尾根を行く時は分水嶺の外側に築かれており、城域内は水が豊富で、現在でも水田耕作が成されている。こうした共通点をもつが、標高差の激しいことから、戦略的な相違によるのではないだろうか。つまり朝鮮式山城に二つの形態があると考えるもので、讃岐城山城と屋島城を対照して、この問題を検討してみたい。

まず疑問をもつたのは讃岐一国に二城あること、その二城は大宰府にみる大野・基肄兩城のような関連性に乏しいこと、そして標高の問題である。これらの点を考えると城山城は国府庁の官吏・近辺の住民を収容・保護する目的を第一とする外郭防備施設としての羅城と呼ぶ性格が強く、屋島城は中央文化圏への通路を扼す国防的・軍事的な関塞と呼ぶ性格が強く、必然、戦略的な意図に相違があると思われる。つまり城山城は官吏・住民の安全を計り立籠って防戦するという消極的防衛体制が採られ、屋島城では侵入を阻止する積極的防衛体制を必要としたため、必らずしも高い山でなくとも良かったのであろう。極端な例では大宰府外郭防備施設である

図 4 高安城の推定城域と小字分布



(注) 推定城域図は、吉川重春『日本城郭考』より採った。

大野城と水城があり、基肄城では城域を標高二〇〇メートルの山麓にまで発展させており、両方の体制を考えることがで  
きる。この問題については稿を改める腹案があるので多くは述べないが、ここでは考えられてよい事柄であるとし、仮説として扱っていきたい。

## 注釈

- (1) 福岡県筑紫郡大野町四王寺。  
(2) 鏡山猛「北九州の古代遺跡」一七四頁、また河出「日本の考古学Ⅳ」にも記載がある。  
(3) 前掲書に詳述されている。  
(4) 佐賀県三養基郡基山町小倉。  
(5) 古瓦で最も古いものは軒丸瓦に白鳳期の様式があるというが城山四王院関係のものも含まれている。(基山町在住木原武雄氏談)  
(6) 福岡県筑紫郡大野町下大利。ここでは「日本の考古学Ⅳ」にいう第一号土堤のみ扱つたが、この南面に第二・三号の小土堤が、また有明海からの侵入に備えて、基肄城の山脚にあたる国鉄基山駅構内付近に高さ四・八メートル、幅約二〇メートルの土堤が残つており、第四号土堤と呼んでいる。(一七三頁)  
(7) 鏡山「北九州の古代遺跡」一六六頁に条坊復原図がある。  
(8) 続紀養老三年十二月停止の記載があり、常城については近年・広島県芦品郡の火呑山に遺構が確認されている。

- (9) 小豆島の東端、標高八一六メートルの星が城山にあり、遺構が確認されている。(「日本城郭全集・十二」一八三頁)。  
(10) 香川県高松市屋島町。  
(11) 古川重春「日本城郭考」五四と五五頁。  
(12) 香川県文化財保護委員会の小竹一郎氏がこの問題を解く目的で屋島寺西側を発掘調査(昭和四三年一月)したが成果はみられなかつた。  
(13) 福家惣衛「香川県通史・古代中世近世編」二一七頁。  
(14) 香川県坂出市府中町。  
(15) 「都市と交通路の歴史地理学的研究」二九と三〇頁。府域は方四町としている。  
(16) 福家惣衛「前掲書」二一九と二二一頁。  
(17) 奈良県生駒郡三郷町南畠。  
(18) 大和川水運については藤岡氏前掲書二二七頁に記載がある。また地元の郷土史家滝川兵吉氏によると明治二十五年、亀ノ瀬隧道が貫通し、鉄道が通ずるまで利用されていたといふ。  
(19) 岩波古典文学大系「日本書紀・下」三七一頁、三七四頁。  
(20) 「右同書」五〇〇頁。  
(21) 新訂増補国史大系「続日本紀」一三頁。  
(22) 「右同書」四七頁。  
(23) 古川重春「日本城郭考」五六頁に大正六年調査による関野貞博士の説として記載している。  
(24) 「日本城郭全集・九」二六七と二六八頁。

## （二）長門城の位置の推察

この章では長門城の位置を擬定する先駆的研究をみながら、前章に述べた朝鮮式山城の築城条件から、その位置を考えてみたい。

江戸末期、赤間関三百目（現・下関市岬之町）の商家「油屋」に生まれたという中村徳美が『長門国志』<sup>(1)</sup>に前田茶臼山説を唱えている。前田は周防灘に面し、四カ国連合艦隊の下関砲撃事件で人口に膾炙された地である。

下関市長府文書館所蔵の写本、巻之九・城柵第一九から引用すると次のようである。

長門城墟。今何処ト云事ヲ知ラズ、豊東郡前田ノ東ニ茶臼山ト云フ山アリ、其山ヨリ、古瓦出デ、大サ一尺五寸余、厚サ二寸余、大抵奥州多賀城瓦及ビ大宰府都督城瓦ニ類セリ、今按フニ是即チ長門城瓦ナラン歟、若然バ此山長門城ノ遺蹟ニテ其城瓦ノ残レルモノカ、蓋此山海陸咽喉ノ要地ニ在レバ要害ノ城ヲ築カレケンモ知ルベカラズ、（以下略）この説の論拠は茶臼山から出土する古瓦のみである。ここからは時々、布目入りの古瓦が出土し、国立宇部高専の小川五郎先生の鑑定によると天平以前の形式をもつてているといふ。

この中村徳美の茶臼山説に対し、近藤清石は『国史所見防長事考』<sup>(2)</sup>に、下関市長府町の南側へと連なる海拔六〇七一四〇メートルの大・小唐櫃山説を出した。

長門城。長門国志に云々といへるがいかがあらん。茶臼山長門城なる確証のあがらねば、長門城は他に在りて、其残瓦を茶臼山に城を築く時に取れる歟もはかりがたし。

他より取れるとせば、臨海館<sup>(4)</sup>の残瓦のあるべくをもはる。をのれは長門城は豊浦村の大唐櫃山・小唐櫃山にはあらじ歟とぞをもふ。さるは達率答燃春<sup>(5)</sup>は韓人にて、それが築く所なれば、後世カラヒト山といひけんをカラヒツ山と訛り、唐櫃山の文字をあてしならん。土人はいまもカラウト山と唱う。

しかし、この音韻転訛は唐櫃という語 자체にも転訛があることを考慮に入れていない点で説得力は薄い。茶臼山の古瓦を臨海館の残瓦とするのは興味深く、後述する。

唐櫃山説ののち、火の山説が御園生翁甫によつて唱えられた。昭和六年に出版された『防長地名淵鑑』の記述を要約すると、火の山は海峡（関門海峡）の最短距離部に位置し、海峡を隔てて、福岡県北九州市門司区に相対している。さらに火の山・靈鷲山からは響灘は勿論瀬戸内海を遠望でき、大宰府の大野・基肄城を考えると良く合致する<sup>(6)</sup>といい、朝鮮式山城の地理的築城条件を重視しているが、断言に聊かの躊躇がみられる。この御園生説を支持したのが吉村藤舟で、引倒

し的論調がないでもないが、昭和一六年出版した『郷土物語 第二三輯・関の野史1』に、関と城塞・城塞と軍団の関係を採り上げて論述し、長門城は関塞として火の山に築かれ、対岸の豊前国門司関と一対を成して、その機能を有効なものとしていたと断言している<sup>(17)</sup>。この吉村藤舟以後、火の山説が有力とされるようになつたのである。これに加えて、『山口県文化史通史篇』(山口県発行)で上代を担当した福尾猛市郎氏は地理的な築城条件を充していることを述べ、火の山の語源が烽にあるとして、烽台と城が同じ山にあることは高安城の例もあるので、火の山がこの両方のことを行つていたとして差し支えない筈であるとして、火の山説の妥当性を述べている<sup>(18)</sup>。

吉村藤舟の火の山説以後、豊浦郡豊浦町黒井の鬼が城山とその北に連なる唐櫃山を擬定する説が同地の西山勇より出された<sup>(19)</sup>。この説は先述した近藤説の唐櫃の音韻転訛と書紀天智四年に同九年の前後二回の築城という記事<sup>(20)</sup>を前提とし、関門地帯に一城・もう一城は黒井にあつたといい、鎌倉期、元使の來たこと。防壁を築いていること。元寇の余波を受けたこと。そして大門と呼ぶ地名があること論じている。

うとして親しんできたので、すでに筆者の支持する立場を暗に示してしまつた。そこで、まず前述した三つの説が何故に妥当ではないかを述べたい。

まず茶臼山であるが、この山は標高九七メートルだが山頂の平坦地は極めて狭く、山自体の規模も余りに狭い。また山頂からは遠望が不可能で、視野は僅かに関門海峡・周防灘に対し一〇〇度前後、特に重要な響灘は勿論、関門海峡の西口も望めず、朝鮮式山城の地理的築城条件を何一つ充たしていない。論拠とした古瓦は近藤清石が言う臨海館の遺物とみられ、宝永四年、長州毛利三代綱元が、この南麓から瓦硯を得たという記録<sup>(21)</sup>もあり、発掘調査を行えば何らかの成果があるものと確信している。地理的条件を充たされないのは唐櫃山も同様で、その視野は周防灘に限られ、響灘からの侵入を想定する時、茶臼山以上に条件が悪い。また、この山は全く平坦地を持たない屹立した山であり、地名学的解釈による「小石の多い（ガラ・カラ）—連峰・崖（ウト）」<sup>(22)</sup>は当を得たものと言える。さらに前述した音韻転訛の問題を考えみると、近藤清石は「唐櫃」を「韓人」の転訛というが、『古語辞典』・『音韻変遷表』を調べると「唐櫃」に「カラビツ→カラウド→カラト」の転訛がみられる<sup>(23)</sup>。また「人」が「ウト」と訛っている例は極めて稀れで<sup>(24)</sup>、特殊な語として扱われている。さらに「ウド」に転訛している語は「イ」に連なる場合に多く<sup>(25)</sup>、もし「韓人」が「カラウト」と訛った

さて、これから諸説を考慮しながら、筆者の考察を纏めてみたい。もつとも、かなり以前から火の山説が妥当であろ

(16) としても、それは特殊な語として扱い、十分な考証を行わねば認め難いのである。

最後に残った黒井鬼が城山・唐櫃山説は響灘に直接面しているという地理的条件は捨て難いし、大門の字名は魅力がある。しかし、唐櫃の音韻転訛は前述の通りであり、字大門は両山の麓から距離がありすぎ、朝鮮式山城では城門を前面に置いている例はなく、前面は守り易い地勢を探るか、大石塁を築いて阻止する体制を探っており、この点は余り論ぜられていない事実なのである。さらに最も致命的なのは、前後二回の築城を前提としていることで、現在では書紀の重出記事として扱われているのである。

朝鮮式山城の築城の意図、および機能は前章でみた通りであり、仮説として導いた二つの形態の両方を充たす地を考える時、火の山以外には考えられないのである。火の山は豊前

国門司崎に相対し、関門海峡の最短距離部を眼下にみる東部

#### 注釈

丘陵地の最南端にあり、山頂からは西は響灘・東は周防灘と三六〇度の俯瞰ができる、晴天時には大分県国東半島までも遠望ができる標高二六八メートルの山である。その北に連なる靈鷲山は標高二八〇メートルで、火の山説に含めて論じられているものの、朝鮮式山城として城域を考える時、関連は薄い。しかし何らかの連帶があり、国府との連絡を良くしつつ、経営されていたものと考えられる。長門城は国防上・軍事上の重要な拠点である関門海峡を扼す関塞的性格の方

が卓越していたことは想像に難くない。しかし、筆者の再三の跡査、山口大学考古学部会の踏査<sup>(1)</sup>にもかかわらず、遺構と断定でき得るものは発見されていない。これは記録の示すように中世に大内氏が、ついで毛利氏の築城<sup>(14)</sup>がみられ、したがって長門城の遺構は次第に破壊、整理されていったためであろう。さらに、明治以来の要塞施設の構築が続き、その山容をも変えてしまったという。今も残っている地下施設、銃砲座址は、大陸からの敵を想定し、それに備えて天智天皇が長門に城塞を構築した当時の緊迫した対外状勢が近代に再現されたものに他ならない。関門地帯の守備を固める最も敵切な地に天智期においても、近代においても火の山をおいてなかつたといつても過言ではない。だから火の山が選ばれたのである。

(2)

清石は萩藩士の二男として生まれ、近藤氏を継ぎ明倫館に

(1) 中村徳美は天保十三年九月、六九才で歿したといい、号は松州、京に遊び儒医中島泰志に学んで帰国し長府毛利元義の知遇を受けた。著書は「古事記伝異考」などがある。(山口県教育会『近世防長人名辞典』)『長門国志』二〇巻は完成年月も明らかでなく、山口県立文書館と下関市長府文書館に蔵されているが、徳美の子徳寅による写本であろうといふ。

学んだ。著作に「大内氏実録」・「防長風土志」などがあり、大正五年・八四才で歿した。(『近世防長人名辞典』)。

引用した「国史所見防長事考」は原典が得られず、長府史編纂会「長門長府史料」二四〇～二四二頁より採った。

(3) 茶臼山とは一般に城塞を造った山の中腹に犬走りを造った

形が茶臼の形状に似ているための呼称であるが、この山には築城の記録はなく、単に形状のみによつたものである。

(4) 臨海館は別名・臨門館・長門国駅館として記録にみえる。

次章に改めて述べる。

(5) 現在では答体春初とされているが、清石が書き誤つたものと思われる。書紀に長門築城の帰化人としてみえる。

(6) 御園生「防長地名淵鑑」七二一頁。

(7) 吉村「郷土物語第三三輯」四二～五四頁。

(8) 「山口県文化史通史編」一二五頁。

(9) 昭和二六年三月一日付「黒井村広報」に発表したもので、

昭和三九年、地元の重本光氏が「黒井村郷土史」として出版したものから要約した。

(10) 岩波日本古典文学大系「日本書紀・下」天智四年八月(三五八頁)と同九年二月(三七四頁)にみえるが、同書の卷末補注によると重出記事であると、う(五七九～五八〇頁)「毛利家乘・五・巻之十四」に「是年(宝永四)、公(三代綱元)瓦硯ヲ前田村茶臼山ノ地中ニ得タリ、(ト略)」とある。また、南麓に茶亭を設けている。

(11) 鏡味完一「日本の地名」(角川新書)の巻末附録「日本地名

辞典」による。

(12) 三省堂「明解古語辞典・改訂版」の各項。音韻変遷表は「新国語漢文便覧・増訂版」(中央図書)の八〇～八五頁。

(13) 右の「古語辞典」三万六千語のうち、玄人・素人・兄人・真人の四語しか見出せなかつた。

(14) 右辞典中、「ウト」・「ウド」と発音する語は二例のみで、そのうち、落人・召人・寄人など十一例を数えてい

(15) る。

(16) 「a」に連らなつて転訛している語は六例(東人・方人・蔵人・客人・田舎人・若人)ある。しかし「韓人」は「カラビト」と続むのが一般的で、転訛の可能性はもつが「韓人→カラウト」には十分な考証が必要である。また「a」に連らなり転訛している六例のうち、五語が方言音として次の転訛をしているのは「韓人」の転訛音として考え難い傾向をもつてゐると言える。

(転訛音) (方言音)

田	舍	人	—	inaka—udo	—	inakōdo
方		人	—	kata—udo	—	katōdo
藏		人	—	kura—udo	—	kurōdo
境		人	—	mara—udo	—	marōdo
井		人	—	waka—udo	—	wakōdo

(18) 德見光三『下関古城趾史話』三〇頁に詳しい。また平井温

故「豊府志略」(宝永七)には山中に郭址も残っていたとい  
う。

### (三) 律令制下の諸機関と長門城

朝鮮式山城の地理的築城条件を考える時、長門城は火の山に擬定されるとの見解を述べたが、本章では長門城が火の山にあつたことの正当性を確認するため、律令制下の政治・軍事・交通などの機関との関連を考え、その果たした役割を考えてみたい。

まず、第一に考えねばならないのが長門国府との関連である。長門国府址は関門海峡に近い周防灘に面し、南北に延びる狭い冲積地と台地から成る下関市長府町の中心部に当てられており、その府域については、山口大学在任中の小野忠熙博士の調査考証した、国分寺址を南限とし、小字宮の内を国衙址とする方三町のプランが最も適切と思われる<sup>1)</sup>。その詳細は『下関市史』に譲るが、この長府地区には繩文・弥生文化の展開された徵候は極めて少ないが、土師・須恵器の包含地は比較的多く、この土地の開発が関門海峡を通過で得る船造りの技術の向上と海上交通の発達に伴うものと考えられる<sup>2)</sup>。さて、この長府(長門国府)の西側の花崗岩系の丘陵は南に靈鷲山、さらに火の山へと連なり、関門海峡に接して

いる。靈鷲山のみを考える時、羅城としての条件は充足されるが、瀬戸内へ外敵が侵入しても見送るだけとなり、国防・軍事的見地からは先述したように火の山が適切、かつ合理的なのである。まして国府の南西約二キロメートルの距離も羅城としての機能を果すのに決して遠すぎるものではない。長門城は仮説としてみた二つの形態を兼ね備えているが、特に閑塞として国防・軍事的な性格を重要視しており、後には警察的・関税的な用途を含む、中・近世の関として発達をみるのである。国防・軍事的に重要な拠点に位置した城塞を持つ長門国は国司の任命についても特別扱いを受けている。書紀天武紀五年正月甲子(25日)の詔に「凡任国司者、除畿内陸奥長門国、以外皆任大山位以下人。」<sup>3)</sup>とあり、この大山位は後の六位に相当するが、令制下の長門国は中国で、正六位下の者が任命される規定となつており、天武期も天智期の対外緊迫感は払拭できなかつたことが分かる。

さて、城塞が設けられているからには、当然、その守兵の供給源が認められる筈である。律令制下において、軍団は一国に一ないし数個あつたらしい。長門国にあり、長門城に直接関係があるのは豊浦軍団である。その名から、国府を中心とする長門国西南部にあつたとされるからであり、この豊浦軍団が記録にみえるのは、正倉院文書の周防國天平十年正税帳が最初である。それによると「十二月廿日、部領使長門國

豊浦団五十長凡海部我妹、(下略)<sup>4)</sup>とあり、官位は記されて

いないが隊正であり、その名から、水軍関係かとも思われる。また、称徳天皇の神護景雲元年四月戊申の記事に「長門國豊浦軍毅外正七位上額田部直塞守獻錢百万。稻一万束。授外從五位上。任豊浦郡大領。」<sup>(5)</sup>とあり、この塞守の名は閻塞守備に因るものと思われる。兵員の配置については、前掲の史料にある「毅」の語から五〇〇人以下であることが分かる。延暦十一年六月、健児制が実施され、同月十四日の官符により健児五〇人が配されたが<sup>(6)</sup>、この少数精銳主義は効果をあげず、長門国の請願により、その重要性が認められ、延暦二年一二月、裁下復活されている<sup>(7)</sup>。さて、その軍団が豊浦郡のどこに設置されたかは明らかではないが、大宰府では府庁域の北西よりの畠地から「御笠軍團印」が発見され、ここを軍團址と考えている<sup>(8)</sup>。また屋島城では東麓の櫓の浦に山田軍團、城山城では府中に阿野軍團があつた<sup>(9)</sup>といわれ、城塞の築かれた山の麓に軍團が置かれているのが共通点であり、長門城についても同様であったと考えて良いだろう。そこで、長門國豊浦郡について考えると火の山の西麓に壇の浦と呼ぶ地があり、屋島の例に酷似していることから、ここを「团の浦」として從来から考えられている。現在の壇の浦町は幕末、火の山西麓に台場を築く際、そこに在った漁家を、さらに西側の阿弥陀寺浦に強制移住させたもので、火の山西麓は旧壇の浦(現在・みもすそ川町)と呼んで区別している<sup>(10)</sup>。この旧壇の浦を軍團址とする訳であり、城塞と軍團

は両者相俟って、各々の機能を發揮しながら、一つの大きな機能を果していた。天智・天武期の兵制について論議が行われているが、組織的には整備されていなかつたとしても、軍團(官兵)の設置はあつた筈である。

軍團再興ののち、貞觀年間は瀬戸内に海賊が横行し、また新羅との国交が緊迫化したため、これらに対処するための軍備が拡張されている。貞觀十一年九月廿七日の官符に次のようにある。

應分配々置長門國軍毅兵士事

豊浦軍毅二人。一人權任。(脱字) 下関權軍毅一人。主帳

一人。兵士百人。<sup>(11)</sup>

この下關權軍毅は豊浦軍團から送られたもので、豊浦軍團に毅二人とあるのは、兵員が増加されたことを意味するものではないと思われる。また下關の地名が記録に現れた最初であり、赤間関と別処であり、さらにその下方に擬定しようとするものもあるが、赤間關<sup>12</sup>下關は言を俟たない。こうして、関門地帯の海關警備隊が発足するが、豊浦軍團は以後、この下關の駐屯所に、その機能を移行していく。駐屯所の位置は一応、御薦生説に従うものの市内赤間町(旧唐戸湾内)にあつたとみるべきであろう<sup>(12)</sup>。関について考えてみると、『令義解』に、長門・摂津の両關は船筏を検査する關であり、過所を必要とした<sup>(13)</sup>とあり、長門關の創設は長門城の築造と同じくすると考えられ、長門城が閻塞としての国防・軍事的性

格をもつていたと述べたのも、こうした関の設置がみえるからである。吉田東伍も長門城を関の起りとし、これに戍兵を置き、門司（福岡県北九州市）に検問所を置いたといつてゐる<sup>(14)</sup>。勘過の権能をもつていたことは『令義解』にみたが、具体的には承和二年十二月三日の官符に「応准長門国関勘過白河菊多両剣事」として、白河菊多の両剣には勘過の権能が与えられていないので、長門関と同一にしてくれと申請した<sup>(15)</sup>ものがあり、また長門関で不法のあつた時、その处罚は三関の場合より一等を減じた罰<sup>(16)</sup>が課せられており、長門関の重要性が理解できる。このように重要な関であつたので、その警備に関する政令も多く、例えば、承和八年八月には、大宰府京都間の往復文書の開見を禁じ<sup>(17)</sup>、貞觀八年四月には新羅來襲の兆候があるというので警固と厳しくさせ、翌年五月には唐人任仲元が過所を持たずに入京したため、長門・大宰府を責め督察を加えている<sup>(18)</sup>。しかし、ここに不可解な問題が生じてくる。それは、長門関・門司関・赤間関（下関）が史料にみえ、長門関と門司関は時を同じくして、その名がみえているからである。この長門関と門司関の問題は行政区画上の問題と交錯して、最も頭を悩ませた点である、そこで、これらについての既往の研究を整理し、年譜などを作成して考えてはみたものの、推察の域を脱し得ないまま述べてみよう。

長門関と門司関がその所属する国に管轄されていたとする

と、山陽道に近接して二重の検査所があることになり、交通者は事務の煩雑さに不便を感じたであろう。そこで、長門関とは成立当時、門司関を示していたと思われる。この門司は現在の北九州市門司区という地名を示すものではなく、関門（地名としてではない）から起つた呼称であり、長門国の豊浦軍団から、対岸にある関へ戍兵を送つたものと思われる。そこで官符などでは長門関して扱つたものと思われる。『令義解』をみても、長門は船筏の勘過を行う水間の関であるといふが<sup>(19)</sup>、門司関は現われていない。また長門関は赤間関であるとし、門司関と分離していいたとするなら、貞觀十一年九月の官符<sup>(20)</sup>で下関に海關警備隊を置く必要はないのである。なぜなら「軍防令」で関戌を置くことが規定されているからである<sup>(21)</sup>。長門関と呼んだ水間の関は門司関であり、ここで勘過などの業務を行つていたと思われ、城塞と軍団の設置されていて長門国の国防・軍事的優位性により長門国関と呼ばれていたとすることも決して不可能ではない。長門関の重要性は先述の通りであり、さらに慶雲元年六月三日の勅に軍団兵士の十番十日制を唱えながらも「其有関湊守者。隨便斟酌。令足守備。」<sup>(22)</sup>とあり、関戌は特別扱いをしている。これによつても、優位性を認めることができよう。次に門司関と赤間関の問題であるが、これは明かに別個なものとみなさればならない。つまり海賊の横行と新羅入寇の危機の起つた貞觀の頃、長門国関が門司関と赤間関に分立・強化されたと解

せられる。赤間関の呼称は豊前門司関に対するものであり、その成立当時は、長門関（実質的には門司関）に対し、下関として官符にみえるのである<sup>(4)</sup>。この官符で分立が成され、豊浦軍団はその両方に閑戍を配置するという煩雑な業務を行うことになったため、その勞に対し、仁和二年十一月十一月「長門国軍毅一人主帳一人始賜職田」<sup>(4)</sup>の記事をみるのであろう。

しかしながら、船筏の勘過は、その交通路としての地理的条件により、門司関が続けて行つたと思われる。その地理的条件とは、現在門司関址の碑がある位置から東南側の海岸線は海門の最短距離部を控え、大宰府からの船筏を企救半島の最先端に抱き込む地形を示し、関門海峡の潮流も長門側と豊前側の潮流の速さの比は四対一といわれ、門司関は勘過を行いうやすい位置にあった。また瀬戸内海航路は大宰府へ下る場合、山陽道寄りの航路で現在小野田市の本山岬付近から企救半島の部崎へ、四国寄りの航路では国東半島の姫島から豊前国に沿つて部崎を巡る。そして豊前田野浦で潮待ちして海門に入っている。大内氏の遣明船が門司側にあつたのも、これらの事情によるのである。一方、赤間関は唐戸湾内に成立したが、田中川の流砂堆積により、旅客などの渡口は海峡に面した龜山八幡宮の東側・外浜（小字名）に移り、大内氏の私闘となつた。この外浜には明治三十三年に山陽道碑が建てられ、現在は龜山宮下に移されているが、ここを陸路の始点と

して、山陽道を上つたのである。そこで、陸上交通路について考えてみたい。上代の長門国の駅は『延喜式』にみえる次の記事がそれである。

長門国駅馬。阿潭・厚狭・埴生・宅賀・臨門各廿疋。阿津・鹿野・意福・由宇・三隅・參見・埴田・阿武・宅佐・小川各三疋。<sup>(4)</sup>

阿潭から臨門までが山陽道で、臨門が豊前杜崎への連絡駅である。山陽道の宅賀まではその位置に考証があり、定説化されているが臨門駅は決定的な研究がない<sup>(4)</sup>。山陰道は厚狭より分岐して、十駅を経て石見国へ至るが、駅馬三疋は令制の規定に充たない。これは富寿神宝新鑄の時、それに資する銅の産地が沿道にあつたため、銅の運搬に駅馬三疋を充てたことによるのである<sup>(4)</sup>。ここでは臨門駅について考えていく。

長門国に駅館が設置されていたことが、書紀欽明天皇の二年の条にみえる<sup>(4)</sup>。穴門館と呼ばれていたものであるが、のち平城天皇の大同元年夏五月十四日の勅には、

勅備後安芸周防長門等駅館。本備蕃客。瓦葺粉壁。頃年百姓疲弊。修造難堪。或蕃客入朝者。便從海路。其破損者。勞。勿減前制。<sup>(4)</sup>（下略）

とあり、また平安末期の釈蓮禪・藤原信西が漢詩<sup>(4)</sup>に詠んだ臨海館と同所である。そして、この駅を考えると、明らかに

臨門駅である。また前述した渡口と位置を異にしていったことは釈蓮禪の詠じた漢詩<sup>(2)</sup>から明らかであり、渡浜とされる外浜、また赤間関の背後としての陸路を職掌とするものであつたと思われ、その位置は長門国府を経て、更に西へ下つた時海門に臨む第一番目の浦である前田町が考えられ、茶臼山南麓から古瓦が出土していること、瓦硯が出土していることから、ここに臨門駅、長門国駅館が在つたと考えている。

山陽道は長門国府を経て、臨門駅に至り、さらに赤間関（初期においては単に渡口であつたと考えられる）・門司関の勘過を受け杜崎駅へ連絡したものらしく、この両駅は津を渡るための潮を待つ、待合所的性格の方が強かつたと思われる。

## 注 釈

- (1) 「下関市史・上」二五七頁～二六〇頁。  
(2) (1) 弥生時代頃は響灘側の綾羅木川流域を上り山越えして周防灘側の神田川付近に出たらしい。その綾羅木川中流近くに神功皇后の伝説に端を発す住吉宮があるのも興味深い。  
(3) 岩波日本古典文学大系「日本書紀・下」四三三頁。  
(4) 「寧樂遺文・上」二五六頁下段。  
(5) 新訂増補国史大系「続日本紀」三四二頁。  
(6) 同「類聚三代格」五五八頁～五五九頁。  
(7) 同「同右」五四九頁。  
(8) 「日本の考古学Ⅷ」一三〇頁に鏡山猛の見解が述べられて

いる。

福家惣衛『香川県通史・古代中世近世編』二一四頁～二一七頁に喜田貞吉・栗田寛の見解としてみえる。

台場の築造は文久二年七月、奇兵隊によるもので、当時廿数軒の漁家があった。

(9) 新訂増補国史大系「類聚三代格」五四五頁。

(10) 御園生翁甫『防長地名淵鑑』に「五百壇」の項があり、この壇も団によるといつてある。

(11) 新訂増補国史大系「令義解」二九七頁。

(12) (13) 「大日本地名辞典・中国四国西国卷」一一九一頁、長門城の項。

(14) (15) 新訂増補国史大系「類聚三代格」五六四頁。

(16) 新訂増補国史大系「律」三〇頁。

(17) 同「続日本後紀」三三七頁。

(18) 同「日本三代実録」二三八頁・二四〇頁。

(19) 同「令義解」一九八頁。

(20) 同「続日本紀」二〇頁。

(21) 同「日本三代実録」八〇九頁。

(22) 同「延喜式」七一五頁。

(23) 阿潭は厚狭郡厚東町吉見、厚狭は同郡山陽町厚狭、埴生は同郡山陽町埴生、宅賀は下関市小月町が当てられている。

(24) 銅の産地は阿武郡の桜郷（阿東町生雲）・美弥郡の長登（美東町大田）があり、弘仁九年八月戊午の勅では疋数が欠けているが「延喜式」の記載で二疋が銅錢折銖駄に充てられたことが分かる。（朝日新聞社『増補六国史卷六・日本後紀』

第廿七逸文、一三二頁。

(25) 岩波日本古典文学大系『日本書紀・下』一一八頁～一二九頁。

(26) 新訂増補国史大系『日本後紀』七八頁～七九頁。

(27) 「本朝無題詩」に釈蓮禪は「於長門壇逗留、重賦六韻」、藤原信西は「遊長州臨海館」と題す七言律詩を載せている。

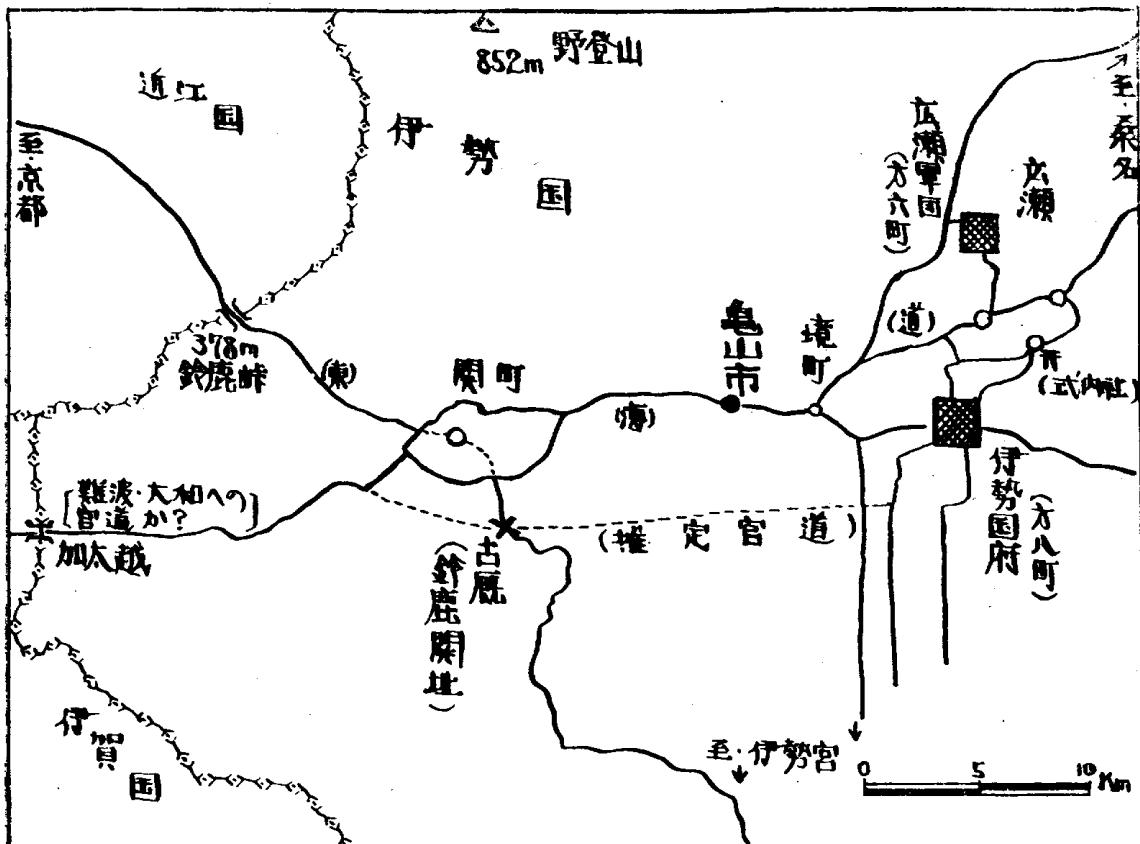
(28) 「落帆停棹暫客与。臨海館辺望眇焉。渡口繫舟秋浪咽。山腰訪寺暮雲屯。(下略)」とあり、渡口から望眇したの意。

## 結び

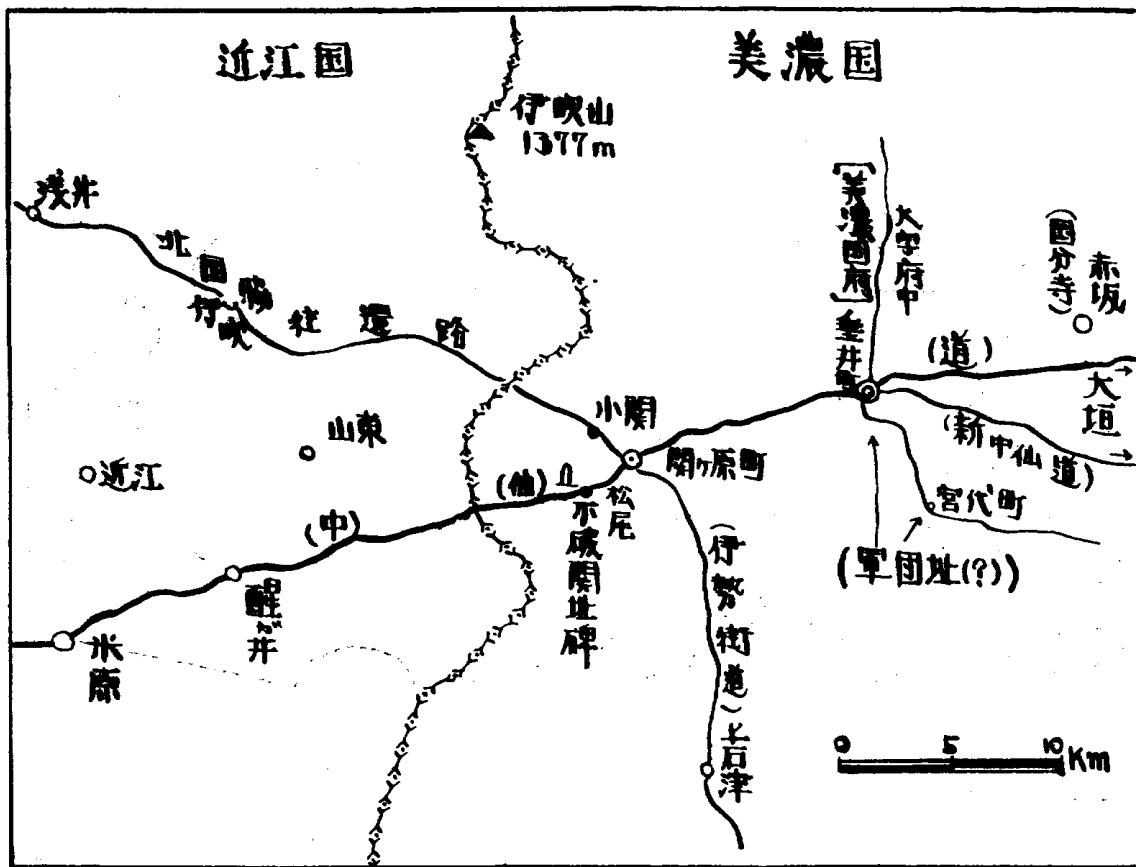
京都大学の藤岡謙二郎は『都市と交通路の歴史地理学的研究』の中に交通路を研究することから閑と軍団、さらには国府など令制の諸機関の連帶的機能を考察している。それは三閑を中心に扱つたもので、特に鈴鹿閑については発掘調査も伴う詳細な考証が成されている。それによると鈴鹿閑(図5a)は從来一般に言われていた閑町を否定し、その南の古原を考え、その北東の広瀬台地の建築遺構を広瀬軍団址として、軍団一閑一境界の三つの閑門があり、閑は後背地としての軍団をもつていた<sup>(1)</sup>としている。不破閑(図5b)については、北國脇往還路と伊勢街道の分岐点であり、閑の構造も複式的なもので、ヒンターランドの存在を推定せざるを得ない<sup>(2)</sup>といい、また愛発閑(図5c)についても、交通路の複雑さから二重構造の閑を考え、追分もしくは新道道をあて、その後背地

図5 三閑にみる境界——閑——軍団の試論

### (a) 四街道の集中する閑付近と国府と軍団。



#### (b) 不破関の三重構造と交通路。国府と軍団。



### (C) 愛光閣の二重構造と西近江路。

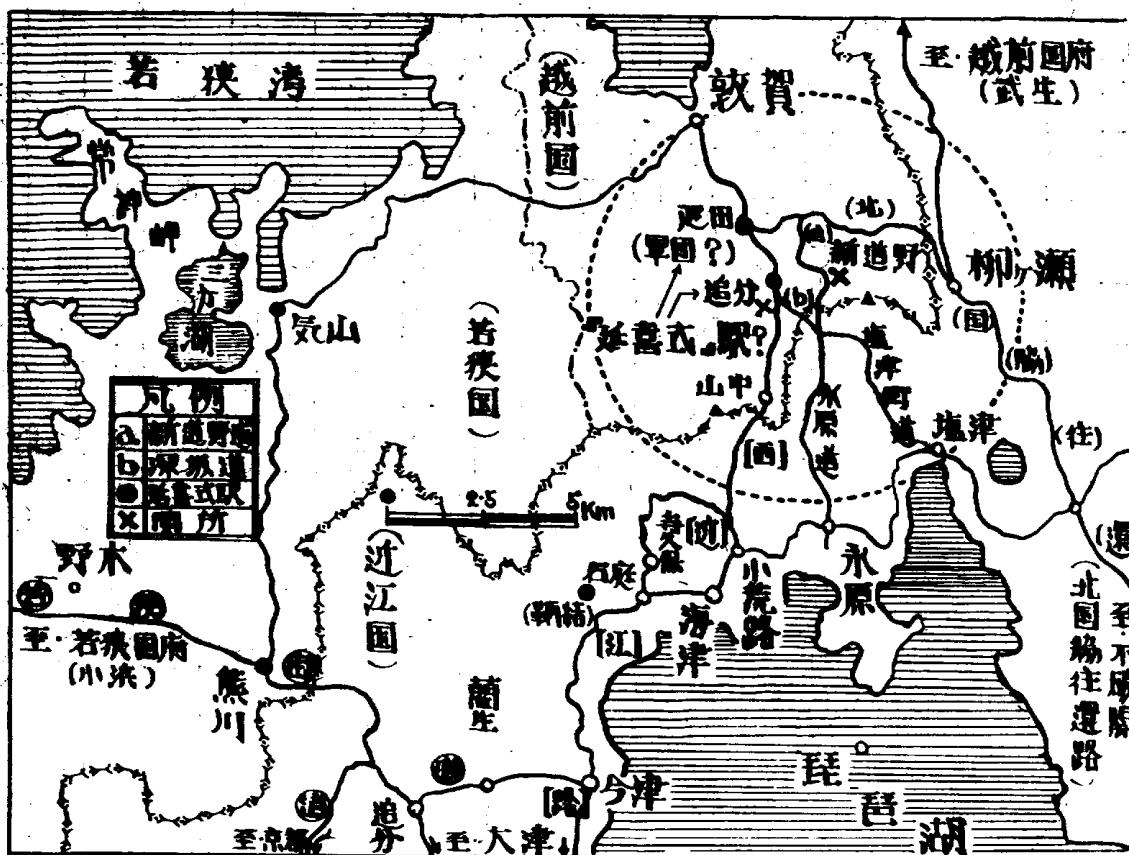
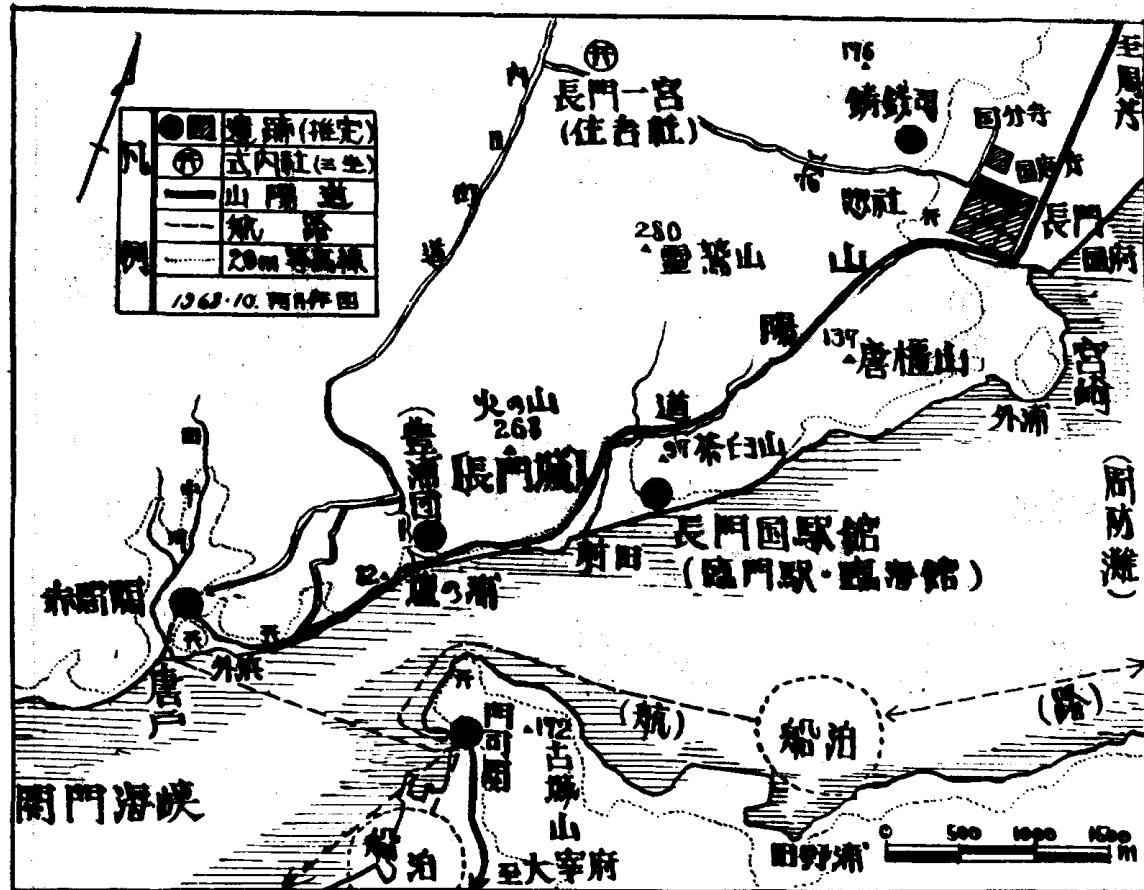


図 6 長門国にみる岡藤試論と推定遺跡



としての軍團的な役所は疋田にあつた<sup>(3)</sup>としている。これらの説は従来の位置擬定を否定するものではあるが、歴史地理学的考証による一試論であるとして述べられている。この試論の結論を一言で示すと、軍團(國府)―関所―境界の図式で表わすことができる。この場合、その配列は京に向う東海道・中仙道・古西近江道に沿つたものである。この藤岡試論を長門国に適用することは聊か問題を残す所ではあるが、もし、これを援用して長門国をみると許されるなら、この配列を逆にしてみると、実に良く符合するのである(図6)。すなわち、海峡―赤間関・門司関―豊浦軍團推定地(壇の浦)及び長門城(火の山)―長門国府となる訳で、山陽道がこれらを結んでいる。ここで赤間関と門司関を一つにして捉えたのは、長門城・長門関が西域防備の施設としての対外的国防上の意図をもつていたからであり、境界も両関を結ぶ対外的境界をみるべきであろう。こうして考えてみると、三関の場合とは配列を逆にすることにより、一層の効果を期待できるのである。

### 注釈

- (1) 前掲書、六二頁、八一頁。
- (2) 同、一六〇頁、一六一頁。
- (3) 同、八一頁、九八頁。

小論はその主題を朝鮮式山城という長門城に置いて、長門

国の律令制下の諸機関との連帶性を歴史地理学的に考えてみようとしたが、結局は我見と独断による推定のみ終始し、却つて多くの疑問を残してしまった。この点は後日の研究課題として空白を埋めていくつもりである。

## 追記

小論を成してのち、広島県府中市在住の豊元国氏を尋ね、氏の論文・人柄に触れる機会を得た。小論に関して、若干の修正を余儀なくされたので、要点のみ追い書きしたい。

小論一二二頁～一一三頁に触れた長門国駅館の位置擬定に關して、氏は駅館と駅を別処であつたとして、臨海館（駅館）を長府町宮崎の豊浦高校敷地内に、茶臼山は瓦窯址であろうと論じられた。筆者の勉強不足を披瀝することになるが、豊浦高校からは瓦礫・縁釉片が発見され、豊氏は遺物を確認し、調査研究を託して帰られたそうである。その後、何ら研究はない。

この点から小論は臨海館（駅館）を豊氏の見解に従つて、豊浦高校内とする。しかし茶臼山を瓦窯址とみるのには承服できない。小論で解いた臨門駅の位置擬定は何ら変更する材料を見出せないし、豊氏の言う駅館・駅別処の前提は茶臼山南麓を臨門駅として、より理解できるといえる。

なお、この修正を行つても、小論の展開には何ら支障を來さるものではないと考えている。（一九六九・一二・二五）

### ◇執筆者紹介◇

由井正臣 駒沢大学文学部専任講師

三池賢一 駒沢大学北海道教養部専任講師

小林惣八 駒沢大学文学部歴史学研究室副手

石川澄夫 駒沢大学文学部助教授

篠宮一郎 駒沢大学大学院人文科学研究科日本史学専攻修了（昭和四十三年度）

阿月雅博 駒沢大学文学部歴史学科卒業（昭和四十  
三年度）